令和　年　月　日

三股町新型コロナウイルス感染症対策

営業時間短縮要請協力金交付決定兼確定通知書

　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　三股町長　　　　　　　　　　㊞

　　年　　月　　日付けで交付申請兼誓約兼実績報告のあった三股町新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金については、三股町新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり交付を決定及び確定しましたので、通知します。

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　円

　　　　　　　うち、一律支給分（1/　～　1/20）　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　うち、売上規模別協力金分（　/　～　/　）　　　　　　　　円

２　交付確定額　　　　　　　　　　円

　　　　　　　うち、一律支給分（1/　～　1/20）　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　うち、売上規模別協力金分（　/　～　/　）　　　　　　　　円

３　交付決定及び交付確定の取消条件

（１）申請者は、この協力金の交付に関する書類等を整備し、協力金の交付日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（２）申請者は、上記3（1）の書類等の提出を求められたときは、これに応じ

なければならない。

（３）申請者が暴力団関係者であると判明した場合、また、この協力金の使途、その他について適当ではないと認めたときは、決定を取消し、又は協力金の全部又は一部の返還を命ずることがある。